

1 福祉部

こども未来健康部

1-1 組織機構の一部見直し

1 健康・福祉関連行政の2部化

機動性を高め、少子高齢化、核家族化などによる諸問題に的確に対応できるよう、令和6年4月から、健康福祉部を「福祉部」と「こども未来健康部」に分けて再編を行った。

○ 福祉部

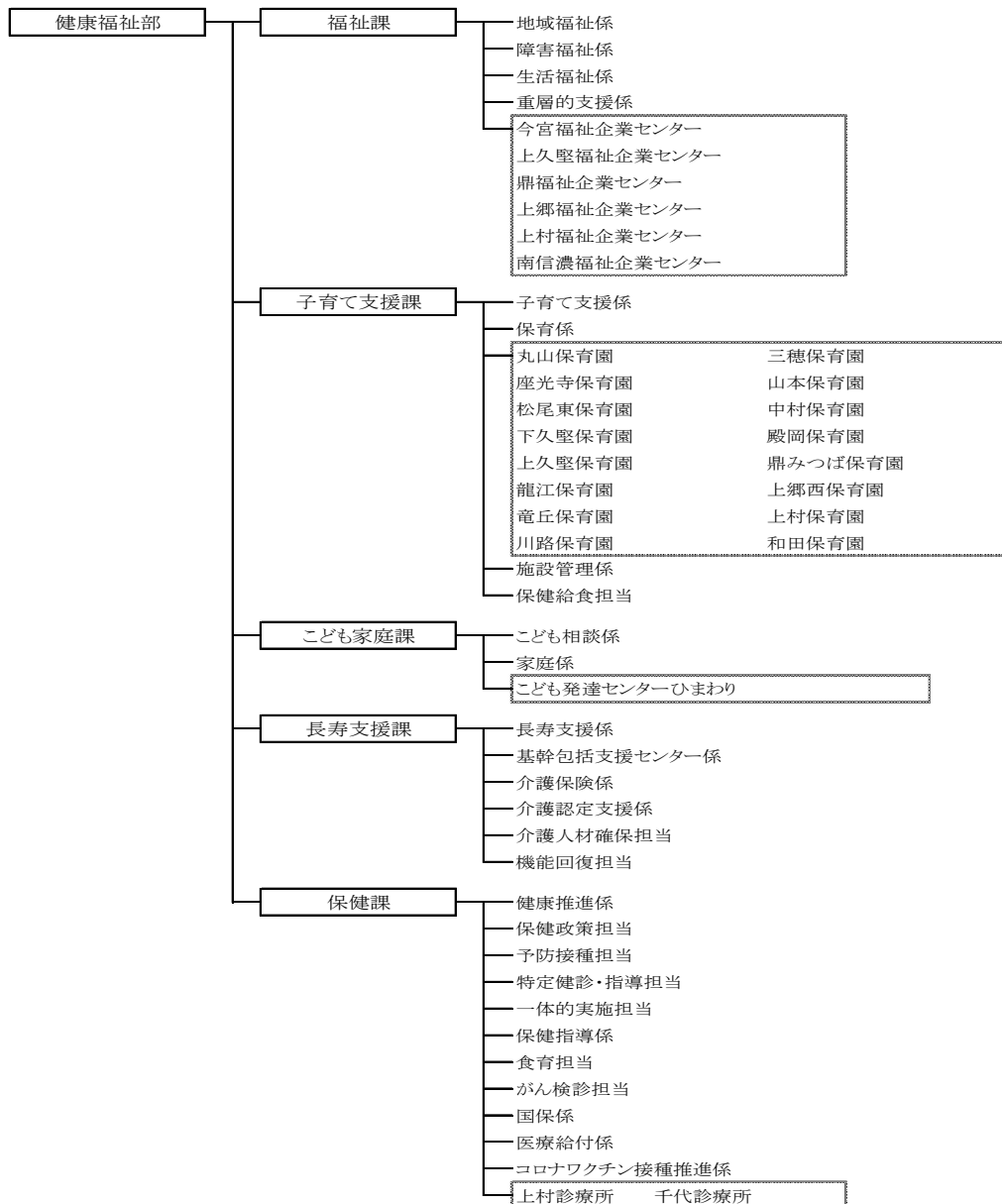
健康長寿のまちを目指し、地域包括ケアを推進する。

○ こども未来健康部

生涯にわたる健康増進を図り、こどもが健やかに生まれ育つ、こどもを安心して生み育てられるまちづくりを推進する。また、改正児童福祉法等に基づく「こども家庭センター（※）」を設置する。

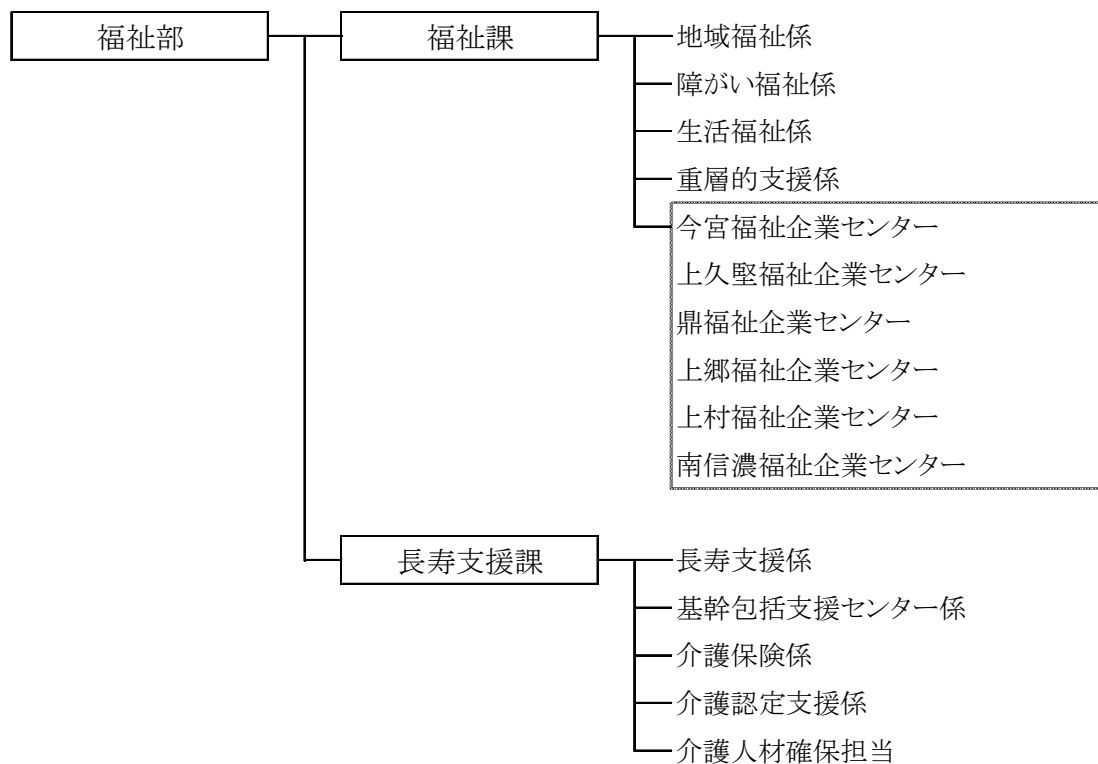
※こども家庭センター … 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関

<参考> 旧健康福祉部組織図（令和5年度まで）

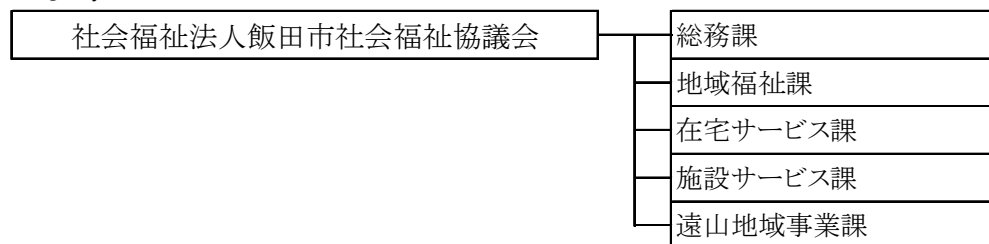


1-2 福祉部機構図

(令和7年4月1日現在)

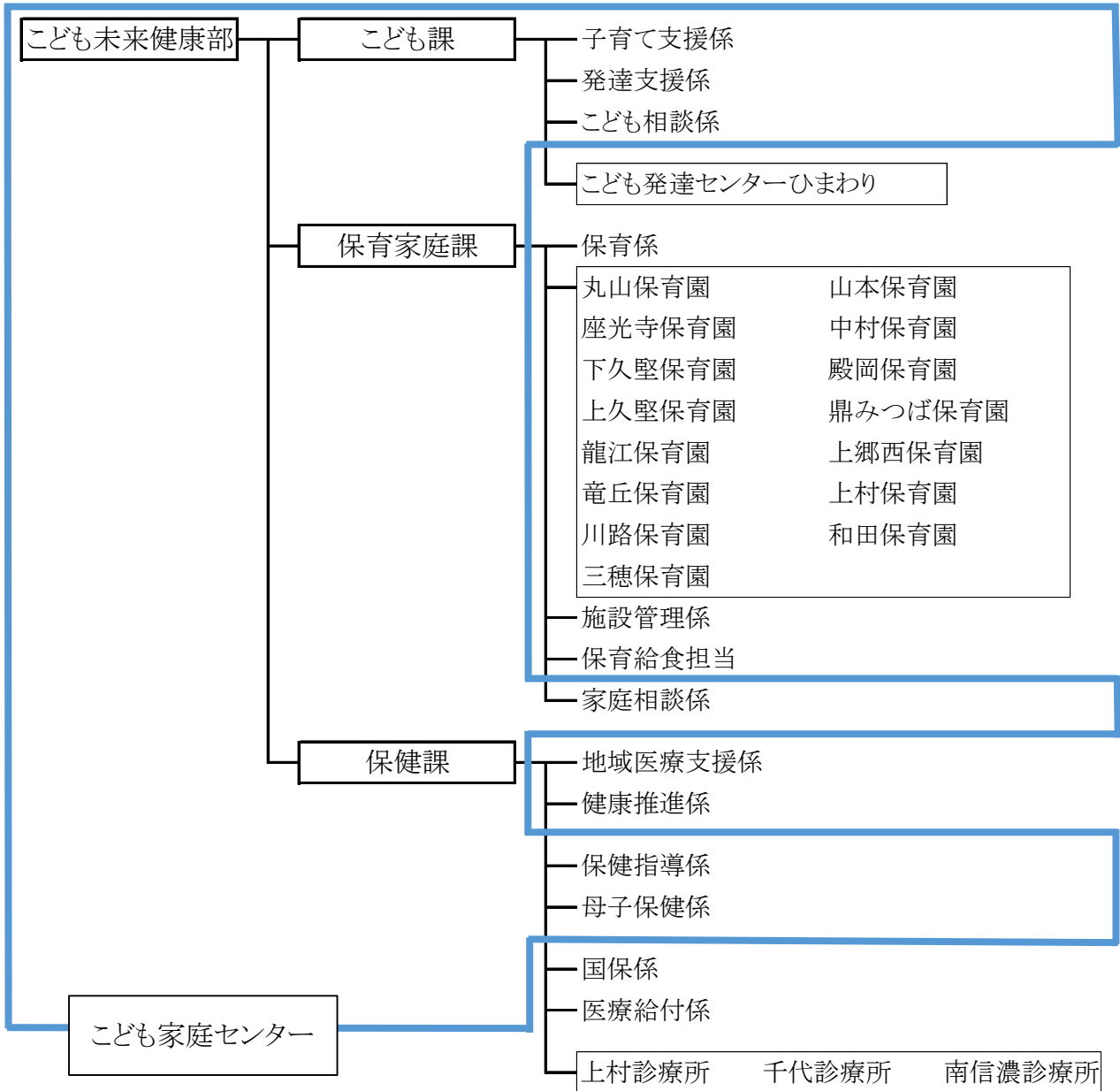


<参考>



1-3 こども未来健康部機構図

(令和7年4月1日現在)



1-4 福祉部の事務分掌

課	係	分掌事務
福祉課	地域福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施策の企画及び調整に関すること。 2 地域福祉に関すること。 3 引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 4 保護司会及び社会を明るくする運動に関すること。 5 社会福祉協議会に関すること。 6 授産施設（福祉企業センター）に関すること。 7 民生委員、児童委員及び福祉委員に関すること。 8 福祉課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等） 9 犯罪被害者等の支援に関すること。 10 部内の庶務に関すること。 11 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
	障がい福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障がい者の福祉に関すること。 2 知的障がい者の福祉に関すること。 3 精神障がい者の福祉に関すること。 4 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。 5 障がい児の福祉に関すること
	生活福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護及び要保護に関すること。 2 生活困窮者の自立支援に関すること。 3 浮浪者の保護及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
	重層的支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 包括的な相談支援、相談支援機関との連携等による重層的支援に関すること。
長寿支援課	長寿支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の福祉に関すること。 2 養護老人ホーム入所措置に関すること。 3 高齢者の生きがい対策に関すること。 4 敬老事業に関すること。 5 シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 6 高齢者福祉施設に関すること。 7 長寿支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等） 8 成年後見制度に関すること。
	基幹包括支援センター係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステムに関すること。 2 地域包括支援センターに関すること。 3 在宅医療介護連携に関すること。 4 高齢者の介護予防に関すること。 5 認知症施策に関すること。 6 生活支援体制整備事業に関すること。 7 介護保険初期相談対応に関すること。

課	係	分掌事務
長 寿 支 援 課	介護保険係	1 介護保険事業の企画及び運営に関する事 2 介護保険被保険者の資格取得及び喪失に関する事 3 介護保険の給付に関する事 4 介護保険料の賦課に関する事 5 飯田市が指定する介護保険サービス事業所の事業基準並びに事業者の指定、指導及び監督に関する事
	介護認定支援係	1 要介護認定に関する事 2 特別養護老人ホーム入所申込みに関する事
	介護人材確保担当	1 介護人材確保に関する事

1-5 こども未来健康部の事務分掌

課	係	分掌事務
こども課	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉及びこども・子育て支援の企画及び調整に関すること。 2 次世代育成支援対策の推進に関すること。 3 地域子育て支援拠点に関すること。 4 こども課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。 5 部内の庶務に関すること。 6 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
	発達支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 発達支援に関すること。
	こども相談係	<ol style="list-style-type: none"> 1 要保護児童対策、家庭児童相談及び養育支援に関すること。
	こども発達センターひまわり	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童発達支援センターの設置、管理及び廃止に関すること。
保育家庭課	保育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定こども園の設置、管理及び廃止に関すること。 2 保育家庭課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。
	施設管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 飯田市以外の者が設置し、又は管理を行う保育所、認定こども園、地域型保育事業等の施設の整備及び管理に係る助言に関すること。
	家庭相談係	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子、寡婦及び父子家庭の福祉並びに自立支援に関すること。 2 児童手当及び児童扶養手当に関すること。 3 女性相談及びDV対策に関すること。
保健課	地域医療支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症及び防疫に関すること。 2 予防接種全般に関すること。 3 地域医療の支援に関すること。 4 公設診療所に関すること。
	健康推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康増進施設の整備及び維持管理に関すること。 2 献血に関すること。 3 高齢者の保健事業及び介護予防の一体的な実施事業に関すること 4 国民健康保険特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
	保健指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の健康づくりに関すること。 2 結核予防に関すること。 3 母子保健、成人保健及び老人保健に関すること。 4 難病及び精神保健に関すること。 5 食生活改善活動に関すること。 6 歯科保健に関すること。 7 地域における保健の推進組織に関すること。

課	係	分掌事務
保健課	母子保健係	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠届、母子手帳交付に関する事 2 母子に関する健診等への助成に関する事 3 産後サポート事業に関する事 4 不妊、不育症にかかる助成及び相談に関する事
	国保係	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業の企画及び運営に関する事。 2 国民健康保険被保険者の資格及び給付に関する事。 3 国民健康保険税の賦課、調定、調査及び減免に関する事。 4 国民健康保険事業に係る第三者行為及び不当利得に関する事。
	医療給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人保健医療受給者の資格及び給付に関する事。 2 福祉医療費給付金の支給に関する事。 3 後期高齢者医療制度に関する事。 4 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関する事。